



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F  
 TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035  
 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F  
 TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040  
 URL: <http://www.roumpro.com> メール: [info@sssr.jp](mailto:info@sssr.jp)  
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



連合が1月30日、「高齢者雇用に関する調査2020」結果を発表しました。昨年12月にインターネットリサーチにより実施して、全国の45歳～69歳の有職者1,000名の有効サンプルを集計したものです。60歳以上の働き方の現状は、労働時間が平均6.8時間/日、労働日数が平均4.5日/週、賃金は平均18.9万円/月という結果でした。「職場にいる60歳以上の従業員・職員とコミュニケーションを取れている」と答えたのは、販売職で顕著となりました。さらに、60歳以降も働くシニアの仕事満足度では、「働き方満足度」は70.3%、「賃金満足度」は44.0%にとどまっていることがわかりました。60歳以降も働きたいと思う理由の1位は「生活の糧を得るため」、2位は「健康を維持するため」となっています。また、高齢者が働くに現役世代にどのようなメリットがあるかという質問では、TOP2が「人手不足を補える」「スキルを伝承できる」でした。高齢者がやりがい・働きがいを持って働き続けるために必要な配慮の1位は、「労働時間・日数への配慮」であることもわかりました。また、65歳以降の適切な働き方としては、労働時間が平均5.4時間/日、労働日数は平均3.9日/週、賃金は平均16.8万円/月という回答でした。「65歳以降、どのような働き方を希望するか？」の1位は「現役時代と同じ会社で正規以外の雇用形態で働く」でした。政府の高齢者雇用推進の施策がすすんでいく中で、企業としてどのような対策を考えていますか。

感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例

◆新型コロナウイルスの影響による特例措置がスタート

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、日中間の人の往来が急減したことにより、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、雇用への悪影響が見込まれています。このため、厚生労働省では、**新型コロナウイルス感染症に伴う日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主**であって、前年度又は直近1年間の中国（人）関係の売上高等が総売上高等の一定割合（10%）以上である事業主について、下記のとおり**雇用調整助成金**の特例を適用することになりました。

※**雇用調整助成金**…景気の変動その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた会社が、**一時的な休業などを実施**し、従業員の雇用を維持した場合に支給される助成金です。

◆要件緩和等

(1)生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮されます。

現行、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近**3か月間の月平均値が、前年同期と比べ10%以上減少している事業所であることが必要**とされていますが、この比較期間が最近**1か月**とされます。

(2)最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とされます。

現行、雇用保険被保険者数など雇用量を示す雇用指標の最近3か月間の月平均値が、**前年同期と比べ一定割合**

**増加していないことが必要**とされていますが、これが**撤廃**されます。

(3)事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とされます。

現行、生産指標等を前年同期と比較するため、事業所設置後1年未満の事業主は対象とされていませんが、本特例においては、新型コロナウイルス感染症を受けて中国湖北省への渡航中止勧告が出された令和2年1月24日時点において事業所設置後1年未満の事業主についても、助成対象とされます。その場合、中国（人）関係の売上高等の総売上高等に占める割合は、事業所設置から初回の計画届前月までの売上高等により確認され、(1)の生産指標は、令和元年12月と初回の計画届前月の指標とを比較されます。

(4)計画届の事後提出が認められます。

現行、休業等に係る計画届は事前の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届に関し、令和2年3月31日までに提出があれば、休業等の前に届け出られたものとされます。


特例対象期間としては、令和2年1月24日から令和2年7月23日の間に開始した休業等が対象となります

企時間外労働上限規制 今年4月から中小企業も

◆4月から中小企業も適用に

「働き方改革」の下、昨年4月から大企業を対象に時間外労働の上限規制が始まりました。時間外労働の削減については多くのメディアでも取り上げられてきており各企業で多様な取組みがなされているところですが、**今年の4月からは中小企業も規制の対象**となります。





中小企業で猶予されていた月 60 時間を超える時間外労働の法定割増賃金率 50%以上の規定についても、2023 年から適用が始まりますので、長時間労働が常態化している会社において、残業時間削減の取組みは、経営上無視できない問題となっています。

#### ◆労働時間は減少傾向に

実際、労働時間自体は全体的に減少傾向にあるようです。直近の厚生労働省が2月に公表した毎月勤労統計調査令和元年分（速報）によると、労働時間（1人平均）は総実労働時間 139.1 時間と前年比 2.2%減となったそうです（うち、所定内労働時間は 128.5 時間（同 2.2%減）、所定外労働時間は 10.6 時間（同 1.9%減））。どの程度実態が伴っているものなのかはわかりませんが、**残業時間の上限に法的規制が加えられたことから、各企業で時間外労働等の削減に向けた取組みが進められている**ことは確かでしょう。

#### ◆残業時間削減の取組み

残業時間削減の取組みとしては、「年次有給休暇取得促進の取組」、「従業員間の労働時間の平準化を実施」、「残業を事前に承認する制度の導入」、「従業員の能力開発の実施や自己啓発の支援」、「IT環境の整備」など様々なものがあります。厚生労働省では、現在、中小企業の事業主に向けて「働き方改革」の特設サイトを設けており、残業削減等の取組み事例や関連の助成金の情報をまとめて紹介しています。各企業で時間外労働の原因や適切な対策は異なりますが、自社の現況を踏まえて対応可能なところから始めてみてはいかがでしょうか。

#### 今後「身元保証書」を求める際の留意点

##### ◆今年度の身元保証契約は要注意

素性や経歴を保証するとともに、従業員が会社に何らかの損害を与えた場合に連帯して賠償してもらうため、入社時には身元保証人を立ててもらっている、という会社は多いのではないのでしょうか。そのような場合、4月以降、「身元保証書」の見直しが必要です。

**令和2年4月より、極度額（いわゆる上限額）の定めのない身元保証契約は無効**とされます（改正民法 465 条の2）。入社時の身元保証契約は、従業員が会社に損害を与えた場合に本人と連帯してその賠償を行うという連帯保証契約であり、保証人にとっては、従業員が、いつ、どのような責任を負うのかを予測することができない「根保証契約」に当たります。今回の民法改正により、こういった契約を締結する際には、賠償の上限（極度額）を定めておく必要があります。

#### ◆極度額の定め方

極度額の定め方については、次のように、**これまでの身元保証書に極度額を追加**することが考えられます。

例えば「同人の身元を保証し、同人が会社に損害を与えた場合、会社が被った損害を賠償する旨確約する。」という保証人契約の文章があったとすれば、これに「前条の損害額の上限は〇〇円とする。」と一文を加えるなどの対応が必要ということになります。

また、実務上は、「**極度額をいくらにするか**」が問題となります。この上限の金額は特に法律等で決まっているものではなく、会社が自由に設定できます。ただし、損害に対するリスクヘッジという本来の目的から考えると、あまりに低額とすると実効性がなくなりますし、一方であまりに高額にしてしまうと、連帯保証人が躊躇する、身元保証人が見つからない等で手続きが進まないおそれもあります。

具体的に金額を明記する（「極度額は1千万円とする。」など）のがベストですが、例えば「極度額は従業員の月給の〇〇か月分（〇年分）とする。」などと定めることも考えられます。ただ、これまでの上限を定めない規程においても、「会社と従業員の過失割合」などのいくつかの要素をふまえて裁判において賠償額が決定されており、損害額の全額がそのまま賠償金額となることはあまりありませんでした。今後も同様に会社が定めた金額がそのまま賠償すべき金額として認められるとは限らないでしょう。

今後、身元保証人に対する責任が金額として明確になると同時に、トラブル防止のためにも「**どういった場合に身元保証人に賠償を求めるのか**」といった責任の範囲を書面で交付するなどの対応が必要になるかもしれません。

身元保証を求める会社は多いですが、実質的に形骸化しているケースも多くあります。今回の法改正への対応を求められていることを機に、身元保証契約について再検討する機会としてみてください。

#### <事務所からのご案内>

##### ■経営管理・会計財務研修

3月は、「経営管理・会計財務研修」です。外部から講師をお招きし、経営、会計の基礎知識から学んでいきます。講義とワークで具体的な知識を身に付けることができます。ぜひお気軽にご参加ください。

【日時】3月13日（金） 9:00~18:00

3月27日（金） 9:00~18:00

【場所】神戸事務所7階 セミナールームにて